

「国旗掲揚・国歌斉唱」励行条例の画期的意義

所

功

(京都産業大学法学部教授)

五月二十五日(大楠公の旧暦命日)、大阪維新の会の府議団(代表橋下徹知事)は、府会議長に画期的な条例案を提出し、十日後の六月三日、賛成多数で可決した。その条例を正確に理解するために、大要を区切りながら引用し、各々に若干の解説を加えよう。

大阪府議会で可決成立した条例

まず「目的」として第一条に「この条例は、①国旗国歌法、②教育基本法、及び③学習指導要領の趣旨を踏まえ、④府の施設における国旗の掲揚、及び⑤教職員による国歌の斉唱について定めることにより、府民、⑥とりわけ次代を担う子どもが、伝統と文化を尊重し、それらを育んできたわが国と郷土を愛する意識の高揚に資するとともに、⑦他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと、⑧ならびに府立校及び府内の市町村立学校における服務規律の厳格化を図ることを目的とする」と的確に明言している。

ついで第二条に、前条の①「府の施設」とは、府教委所管の学校と府の事務・事業用施設とし、また②「教職員」とは、府立学校および府内の市町村立学校のうち小・中・高校と特別支援学校などに勤務する「校長・教員その他の者」とする。

さらに「国旗の掲揚」は第三条に、府の施設で執務時間内に「利用者の見やすい場所に国旗を掲げるものとする」とし、また「国歌の斉唱」は第四条に、府下の学校行事で「国歌の斉唱にあつては、教職員は起立により斉唱を行うものとする」(但し書き以下、省略。傍点引用者、以下同)としている。

「国旗国歌法」の制定された経緯

一般論からいえば、近代的な国民国家の構成員たる国民は、「国の主権を象徴する神聖な性格を賦与されている」国旗も、「自国の独立性を示し……内部的結末を強化する」国歌も、自ら敬愛し尊重するのが、国際的な通念にはかならない(拙著『国旗・国歌の常識』東京堂出版参照)。

しかし、戦後の日本では「日の丸」も「君が代」も曲解する一部の人々が、組織的な拒否運動を繰り返してきた。その揚句、文科省・教育委員会の強い方針と教組などの激しい抗議の板挟みになった学校長が自ら命を絶つような悲劇が、広島県などで続発した。

そこで、平成十一年春、小淵恵三内閣の野中広務官房長官が中心となって①「国旗・国歌に関する法律」

案を提出し、八月に可決成立したのである。

その審議過程で、私は衆議院の内閣委員会と参議院の特別委員会に招かれ、日本における国旗・国歌の歴史的な由来と教育的な役割を公述し、賛意を表したことがある（拙著『国旗・国歌と日本の教育』モラロジー研究所参照）。すると、脅迫めいた電話や抗議文が数多く舞い込み、益々法制化の必要を痛感した。そして衆議院で82%強、参議院で70%強の賛成により法律が制定された。これで「日の丸」「君が代」は、日本の国旗・国歌として慣習法上だけでなく成文法上の明白な根拠が確立されたことになる。

新「教育基本法」の目的と目標

敗戦後の教育は、占領下の昭和二十二年制定された「教育基本法」に則って行われてきた。しかし、日本教師会などの広汎な働きかけにより、平成十八年、急速な情報化・国際化と少子高齢化・科学技術進化などに対応するため、従来の法を根本的に改正して、面目一新の④「教育基本法」が制定された。

その第一条に、「教育の目的」は「人格の完成を目指す」と共に、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期す」とある。つまり、単なる個人ではなく、国家・社会の形成者となる「国民の育成」をしなければならないのである。

ついで第二条に、「教育の目標」の五として、「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」と明示する。この趣旨が条例の①②部分に盛り込まれている。

さらに第六条で、「学校教育」は前述した「教育の目標が達成されるよう……教育を受ける者が……必要な規律を重んずる」こと、また第九条に、「学校の教員」は「絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない」と明記されている。

しかも、公立学校の教職員は、「地方公務員法」の第三十二条により「その職務を遂行するに当たって、法令・条例……に従い、且つ上司の職務上の命令に忠実に従わねばならない」のである。条例の⑤は、これに基づいている。

「学習指導要領」の規定と公的解説

小・中・高など国公私立の学校における教育内容・指導事項の大綱は、文科大臣の告示する①「学習指導要領」に定められ、これが法的拘束力をもっている。平成二十年に告示された現行の要領をみると、次のような規定がある。

まず小・中・高の「特別活動」中の「学校行事」として、「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」とある。これは昭和三十

年代から「……指導することが望ましい」とあっても、それに従わない現場状況が続いた。そこで、平成元年から「……指導するものとする」（しなければならぬ）と改め、それを今に受け継いだものにほかならない。

ついで小学校の「社会科」をみると、三・四学年が「国内の他地域や外国とのかかわり」を学習する際「我が国や外国には国旗があることを理解させ、それを尊重する態度を育てるよう配慮すること」とあり、また六学年で「世界の中の日本の役割」について学習する際「我が国の国旗と国歌の意義を理解させ……諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てるよう配慮すること」とある。

さらに、中学校の「社会科」でも「公民的分野」において「国旗及び国歌の意義、並びにそれらを相互に尊重することが国際的な儀礼であることを理解させ、それらを尊重する態度を育てるよう配慮すること」と定めている。

しかも、小学校の「音楽科」では、二学年に文部省唱歌「日の丸」を教え、また「国歌『君が代』」は、いずれの学年においても歌えるよう指導すること」と定め、文科省編の公的な指導要領解説書で後者について次のような進め方を具体的に求めている。

「児童が、将来国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長するためには、国歌を尊重する態度を養うようにすることが大切である。小学校音楽科においては……国歌『君が代』をいずれの学年においても指導し、入学式や卒業式等必要なときには、児童がいつでも歌えるようにしておかなければならない。

そのために……低学年では上級生が歌うのを聴いたり、楽器の演奏やCD等による演奏を聞いたりしながら親しみをもつようにし、みんなと一緒に歌えるようにすること、中学年では歌詞や楽譜を見て覚えて歌えるようにすること、高学年では国歌の大切さを理解するとともに、歌詞や旋律を正しく歌えるようにすることが大切である。

国歌の指導に当たっては、国歌『君が代』は、日本国憲法の下において、日本国民の総意に基づき天皇を日本国及び日本国民統合の象徴とする我が国の末永い繁栄と平和を祈念した歌であることを理解できるようにする必要がある。」

教育公務員の法令順守と最高裁判決

このように法律も学習指導要領も整備されている以上、それを教育公務員が順守するのは、当然の常識であろう。それにも拘らず、大阪などには、毎年、大切な卒業式や入学式の前に職員会議などで延々と感情的な反対論を唱えたり、当日あえて拒否・妨害の言動に走る常識破りが少なからずいる。

それに対して、府教委も学校長も粘り強く説得に努めてきたであろうが、依然ほかばかしい改善はみ

られないという。こうした現状を直視すれば、このたび大阪府議会が可決したような条例は必要である。しかも、これは類似の実情をかかえる他の都道府県・市町村まで波及することが望まれる。

折しも五月三十日、最高裁は、東京都立高校の元教諭が卒業式に国歌斉唱の際、服務規律に背反して起立しなかったことをめぐる裁判で、職務命令を合憲とする判決（裁判員、全員一致）を下すに至った。判決文によれば、この職務命令は「卒業式での慣例上の儀礼的な行為として国歌斉唱の際の起立を推める内容で……地方公務員の職務の公共性を踏まえ、生徒への配慮も含めた秩序の確保や式典の円滑な進行を図るもの」であるから、「思想・信条の自由についての間接的な制約となる面はあるが……制約を許容できる程度の必要性と合理性が認められる」という、まことに良識的な説明をしている。

府条例の趣旨徹底と本質理解の教育

そこで、当面必要なことは、まず府教委・学校長が合憲・合法的な府条例の趣旨を教職員に徹底し、来春以降の卒業式・入学式で整然と実施するよう誠意を尽くすことである。しかし、それでも違反する教職員が減らない実情を確認したならば、それを広く府民に公表し、相応の処分を慎重に毅然と行うほかない。

しかしながら、教職員も児童・生徒たちも単に起立すればよいわけではない。「学習指導要領」には「国歌を斉唱するものとする」と明記されており「君が代」を斉唱＝「声をそろえて歌うこと」（日本国語

大辞典）ができるようになることこそ、重要なのである。勿論、どうしても歌わない児童・生徒に無理強いることはできない（すべきでもない）であろう。

とはいえ、公務員の教員自身が本質的に「国旗・国歌の意味」と、それを「相互に尊重することが国際的な儀礼であること」を理解し、率先して範を示さなければ、「歌えるように指導する」ことも、「尊重する態度を育てる」ことも、到底できるはずがない。

そのさい問題になるのは、歌詞の解釈であろうが、前掲の解説書に「天皇を……象徴とする我が国の末永い繁栄と平和を祈念した歌であることを理解できるようにする」とある。せめてこれくらいの説明を児童・生徒の発達段階に応じて判り易く周知することにより、心の底から誇りと喜びを感じながら、みんなで歌えるようになっていくことが望ましい。

今や大阪府の教職員のみならず、大多数の日本人にとって、最大の眼目は「日本国及び国民統合の象徴」と定められる天皇（皇室）の存在意義を、本当に理解できるかどうかであろう。この点に関しては、たとえば拙稿「両陛下こそ日本人の心の拠り所」（W i l l 本年七月号）や拙著『天皇の「まつりごと」』（N H K 出版・生活人新書）なども参照しながら、しつかり考えて頂きたいと念じている。

（平成二十三年六月五日稿）